

日本経営倫理学会会報

JAPAN SOCIETY FOR BUSINESS ETHICS STUDY

平成26年度定時総会の報告

総務担当理事 瀬名 敏夫

平成26年度の定時会員総会が6月21日(土)(13時20分から14時20分) 青山学院大学17号館17510教室で開催された。出席者：155名(本人出席67名、委任状出席88名。本年4月度の正会員総数は398名なので定足数を充足) 総会の議長に高橋会長が選任され、さっそく議案の審議に入った。



高橋浩夫会長

1、平成25年度の活動状況・決算報告(議題1, 2, 3)

松本常任理事(総務担当)より資料に基づき平成25年度の学会活動状況報告及び決算報告が行われ、その後、服部監事より監査報告が行なわれ審議の結果、了承された。

平成25年度の活動としては、理事会、研究発表大会、研究交流例会、研究部会活動等が活発に実施されたことが報告された。第6回経営倫理(創立20周年特別)シンポジウムは「グローバル社会責任と経営倫理」をテーマとして三田キャンパスで開催された。米国から招聘したProf. D. Vogelによる特別講演もあり150名の参加者を得て盛会であった。学会報・学会誌は計画通り発行された、等の報告が

あった。平成25年度の決算については、会費収入は予算を上回り、さらに研究発表大会の収入の伸びが大きかったので、費用節減の効果も相まって収支差引74万円強の黒字決算となったことが報告された。

2、平成26年度の活動計画及び平成26年度学会予算(議題4, 5)

活動計画として、年次総会、研究発表大会、理事会、研究交流例会、研究部会活動、学会報・学会誌の発行等のほか、国際交流推進としての日タイ経営倫理シンポジウムの計画や第7回経営倫理シンポジウムの計画につき説明があった。平成26年度学会予算に関しては、収入計画として、年会費収入385万円、特別収入102万円、計487万円と見積もり、支出は経費節減に努めて320万円に抑えるという予算案について説明があり、審議の結果、活動計画と共に了承された。また年会費収入予算を達成するためには会費の徴収率を上げる必要があり、年会費の納入と年会費の自動振替について協力が要請された。

3、会則改定(議題6)

会則16条(名誉会員、シニアアドバイザー)ではシニアアドバイザーの委嘱は理事退任者に限定されており、監事は対象外とされているが、監事退任者も委嘱対象とするべく、文言を「理事退任者」から「役員退任者」に改定する案が提示され、審議の結果、原案通り承認された。

最後に梅津副会長より閉会の挨拶が行なわれ総会は終了した。

第22回研究発表大会開催報告

～統一論題:「プロフェッション教育と経営倫理」で議論～

常任理事・実行委員長 浜辺陽一郎(青山学院大学)

大会の概要

日本経営倫理学会第22回研究発表大会は、青山学院大学・東京表参道キャンパスで新装間もない第17号館を会場として、2014年6月21日(土)と22日(日)の日程で開催された。2日間を通じて約100名の会員が参加し、27件(うち統一論題4件)の研究発表と、統一論題「プロフェッション教育と経営倫理」に関する講演とシンポジウムが行われた。

1日目(6月21日)は、高橋会長及び主催校の国際マネジメント研究科長・高橋文郎教授による挨拶からなる開会式で始まった。この後、午前には統一論題及び自由論題の研究発表が、午後には年次総会に引き続き、統一論題「プロフェッション教育と経営倫理」に関して報告者3人による講演とその後のフロアからの質問に対する回答・コメントによって活発な議論が繰り広げられた。このシンポジウム終了後、参加者の6割に相当する約60名が参加して懇親会が開催され、盛況のうちに終了した。

翌日2日目(6月22日)は、午前に研究発表が3つの会場に分かれて開催され、閉会式をもって無事終了した。それぞれの研究部会では、各部会で研究してきた成果が紹介され、活発な議論が展開され、有意義な情報・知識の共有を図ることができた。

2日間を通じて、充実した研究発表と多くの出席者による活発な議論が展開され、今回の研究発表大会において、当学会が社会に対して果たすべき使命を考える上でも意義深いものとなった。その意味で、大会実行委員会および主催校関係者として、多くの会員皆様のご支援・ご協力に対し厚く御礼申し上げる次第である。

統一論題をめぐる議論

統一論題に関しては、まず高橋文郎氏(青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授)が「MBAコースにおける経営倫理教育」というテーマで、青山ビジネススクールにおける経営倫理教育の実践報告と経営倫理教育(あるいは更に広くビジネススクールの教育)のあり方に関して講演した。次に、村岡啓一氏(一橋大学法学研究科(法科大学院)特任教授)が「専門職大学院における職業倫理教育の方法」と題して、法律家の立場からプロフェッションの倫理教育の意義を講演した。引き続き、荻野博司氏(東洋学園大学 グローバル・コミュニケーション学部教授)が「ジャーナリストの立場から見たプロフェッション教育と経営倫理」と題して報告を行った。それぞれの観点から、経営者に求められる経営倫理教育の必要性が論じられた。



パネル討議(左から高橋、村岡、荻野、浜辺各氏)

そして、この後のシンポジウムでは、コーディネーターとして筆者(青山学院大学)が整理した諸論点について議論をした後に、フロアから寄せられた多岐に渡る、ほぼ全部の質問に対して、パネリストから回答・コメントが行われた。

職業倫理教育の必要性について異論はなかろう。しかし、それをどの段階で学ぶことが効果的であるのかは一つの問題である。倫理教育を積極的に行う専門職大学院におけるプロフェッション教育の意義が、企業社会において十分に受け入れられるためには、倫理教育は、成果を上げることができるのかが問われることになる。専門職大学院(ビジネススクール、ロースクール、会計専門職大学院)で職業倫理を教育しても、「教育には限界がある」等、大学教育に対する懐疑的な見方もある。しかし、プロフェッション教育の倫理教育は実益がある、あるいは実績が上がることを期待して、努力をしていることに変わりはない。

本シンポジウムにおいては、経営者についていえば、確固とした経営倫理がなければ、結局は企業を破たんさせる大きな要因になることが指摘された。確かに、欧米とは異なって、日本ではMBAを取ることが経営者のパスポートとなるわけではないし、将来的にも欧米のような形になることは予想しにくいとのコメントもあった。

しかし、経営者のレベルアップを図る一つの方策として、専門職大学院が果たすべき役割は決して小さくはない。これまで企業社会と教育機関との相互理解は不十分な面もあり、経営倫理の向上に向けられた教育機関における取り組みには、まだまだ多くの課題が残されている。こうした中で、経営倫理を高揚し、企業社会を現実に変革していくため、専門職大学院を含むプロフェッション教育はどのように貢献できるのか、日本と海外の違い、現状の問題点から改革の方向性に至るまで、数多くの論点が議論された。

現代の企業社会においては、企業経営の中心的な担い手となる経営者、これをサポートする会計、法律等の専門家に対しても倫理的な規律が強く求められる。これらのプロフェッションを育成する専門職大学院において、深い学識と卓越した能力を培った人材による経営倫理の向上をいかに図るかを探る今回のシンポジウムは極めて意義深いものであった。

7 月度研究交流例会実施報告

常任理事 古山 英二

7月12日(土)、国際基督教大学客員教授、東京財団名誉上席研究員、東京大学名誉教授、日本学術会議会員、岩井克人先生お一人を講師にお迎えして開催した。椅子を教室風に並び替え収容人数増に努めても、全員を何とかセミナー室に収容出来るほどの盛会であった。岩井先生は「不均衡動学の理論」で知られる経済学者であるが、『会社はだれのものか』等の著作を通じて、経営学、会社法学の分野にも業績が多い。

テーマは「企業の道徳的責任と個人の信託責任」であった。企業の所有者は株主であり、企業を株主の代理機関とみなし、株主と企業(経営者)の関係を分析する agency theory がアメリカ経営学の主流と思われる。agency theory に基づき企業と経営者のあり方を考察する場合、該当企業がいわゆる個人企業なのか、株式を発行する法人企業なのかを区別する必要がある。個人企業の例として八百屋さんを考える。店舗は八百屋の所有物であると同時に店舗に並べられている商品も店主の所有物である。しかし、法人化された株式会社のスーパーマーケットの場合はどうであろうか。企業は確かに株主の所有物であるが、店舗に並べられている商品の所有権は企業に帰属する。スーパーマーケットの所有者である株主が陳列商品を勝手に処分すれば、窃盗罪で訴追される。このように、法人化された企業それ自体を所有しているのは株主に違いないが、店舗も陳列されている商品もすべてスーパーマーケットという法人企業の所有物であり、大株主といえども、法人企業に帰属する私有財産を勝手に処分することはできない。法人化された株式会社の場合、会社の所有者は株主であるが、会社資産の所有権は、人格(所有、売買、貸借を行い得る法的人格)を持つ会社に帰属する。これを「法人化された企業の2階建て構造」、すなわち、会社を所有するのは株主(2階)であるが、会社資産を所有するのは会社(1階)であり、会社の経営に責任を負っているのが経営者である、ということになる。「2階建て構造」の1階の部分に力点を置くのが Corporate realism(法人実質説)であり、2階の部分に力点を置くのが Corporate nominalism(法人名目説)である。アメリカ式経営思想は後者の傾向が強く、企業経営の目的を株主利益の最大化と見なし、日本式ないしドイツ式経営思想は前者の傾向が強く、企業経営の目的を企業の成長と持続性に置く傾向が強い。

法人化された株式会社はこのように人格(法人企業)であると同時に、人格(株主)により所有されているモノでもあるという二重性を備えている。こうした私的所有権の二重性が、資本主義経済を大きく発展させる原動力となったと考えられる。そして、Corporate nominalism と Corporate realism という相異なる考え方が生じて来る根源も、企業の私的所有権の二重性の中に存在すると見ることが出来る。

岩井教授はさらに論を進め、法人企業は人格を持つ合理的存在である故に、必然的に倫理的存在であることを、カントの倫理学説にふれながら述べられた。企業が、「企業の社会的責任=CSR」などとこと改めて主張するまでもなく、必然的に倫理的存在であることは、株主と企業の関係は、契約的關係(contractual relationships)ではなく信託的關係(fiduciary relationships)であることから明らかであるとしながらも、企業が刑事罰の対象となるかどうかは、刑事犯罪の構成要素である犯意と犯罪行為を、「組織」という実態の中でどう結び付け得るのか、法哲学的にも未解決な問題が残っていると述べられた。ドイツおよび日本の刑法では、企業ではなく企業経営に携わる自然人を訴追の対象とするが、英米法では、企業=法人それ自体を訴追することがある。

質疑応答の一つは、文楽の太夫、人形、黒子の例による二重性の説明に対し、「それは Category Error ではないか」というもの、他は「義務論対功利主義」の対立に関するものであった。前者には岩井先生もやや苦笑されていた。後者には、「Pareto Optimal」を一つの接点として提示された。

第139回理事会(2014年4月11日)議事録<要旨>

1. 新入退会者承認の件

〔新入会員〕 正会員:7名 学生会員:1名 法人会員:1名
〔退会者〕 正会員:8名 学生会員:2名 会員数469名

2. 平成25年度の実績報告の件

(1) 平成25年度活動報告

事務局松本常任理事より平成26年度総会議案に関

し、25年度実績の報告がなされた。

- ・学会員約470名の内、半数以上の254名が研究部会活動に参加している。
- ・年会費自動振替制度の利用者は現在186名と40%弱。利用者増につとめる。

(2) 平成25年度決算報告

予算では収入540万円・支出560万円の見込みに対し、収入646万円、支出592万円、差引75万円の次期繰越となった。

(3) 監査報告書

服部・山本両監事より監査報告書の通り適正に運営されていると認めるとの報告があった。

平成25年度の活動報告および決算報告書は特に異議なく了承された。

3. 平成26年度運営の件

引続き松本理事より平成26年度の活動計画(案)、事業予算(案)の説明があり、異議なく了承された。

4. 本年度研究発表大会(6月21日～22日 青山学院)の件

実行委員長の浜辺常任理事より概要説明があった。

5. 「日タイシンポジウム」

高橋会長より去る3月初旬にバンコックを訪問したマサート大学ビジネススクールのパトナリー教授と打ち合わせた際の報告がなされた。来年3月に開催を予定するが、先方とさらに煮詰め次回理事会で審議することになった。

6. 本年度「経営倫理シンポジウム」について

本年度も「経営倫理シンポジウム」を開催するか否かについて討議した。時期およびテーマについてさらに検討することとなった。

7. 会則変更の件

第137回の理事会で討議された「シニアアドバイザーに監事退任者も委嘱の対象になるよう会則を変更する」件について本年度総会に付議することが異議なく了承された。

8. その他

- (1) 服部監事から「監事は3名以内と会則に規定されているが、現状は2名である。不時の場合に監査業務に支障をきたす恐れもあるので、1名増員してほしいとの要望が出され、別途検討することになった。
- (2) 古山常任理事より学会のWEBサイトへのアクセス状況について報告があった。
- (3) 次回の理事会は7月12日(土) 12:00~13:30 開催予定。(14:00より岩井克人氏を講師に迎えての研究交流例会が予定されている)

CFP(Call for Paper)方式での論文募集について

『日本経営倫理学会誌』掲載論文について、CFP方式での論文募集を行います。

* 応募要領：論文本体には所属・氏名など著者を特定できる情報は記さず、別途表紙を付けて、その表紙に「論文タイトル」および「所属」「氏名」「連絡先」を記入の上、出力原稿4部およびデータの両方を提出する。その際、使用ソフト名(ワードを原則とする)を明記のこと。その他、詳細は当学会ウェブサイト参照。

* 提出期限：2014年9月30日(火) (当日消印有効)

* 提出・問合せ先：〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5-4 桜井ビル3階

経営倫理実践研究センター 気付 日本経営倫理学会 学会誌編集・論文審査委員会

E-mail info@jabes1993.org 電話 03-3221-1477

平成26年度年会費納入のお願い

先般の年次総会で決議されました学会諸活動を推進する財源としての年会費につき納入をお願いいたします。

◇年会費：正会員・1万円 学生・3千円 法人(上場)・5万円 法人(非上場)・3万円

◇年会費支払い有無の確認は事務局(以下)まで、お問合わせください。

◇年会費自動振替のお手続きがお済みでない各位は切換をお願いいたします。

【学会連絡先：東京事務局】

住所：〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5-4 桜井ビル3階

電話/FAX：03-3221-1477 / 03-3221-1478

E-mail：info@jabes1993.org

担当：古山常任理事(広報)

松本常任理事(総務)

発行：日本経営倫理学会

編集後記

医学部関係者の製薬会社との癒着、学界の論文剽窃、研究費の不正請求、弁護士の不正業務等々プロフェッショナルのいかがわしい行為が最近盛んに暴露されている。プロフェッションの倫理教育はまさに時代の要請であろう。ドラッカーは今から40年も前に「マネジメント」の中で「プロフェッショナルにとって最大の責任は、『知りながら害をなすな』である」と喝破している。改めて読み直す価値のある言葉であろう。

(編集担当/井上)